4.11.　原動機関連現在情報出力機能（データストリーム機能）

運転中における次に掲げる現在情報を得るための部品又はシステムの信号が試験車両の二輪車用J―OBDⅠ内部記録装置に入力されている場合にあっては、二輪車用J―OBDⅠは当該現在情報を読み出すための機能を有すること。

4.11.1.　計算原動機負荷
4.11.2.　冷却水温度
4.11.3.　原動機回転数
4.11.4.　スロットル絶対開度
4.11.5.　車速
4.11.6.　燃料圧力
4.11.7.　吸気温度
4.11.8.　吸気管圧力
4.11.9.　吸入空気量
4.11.10.　フィードバック状況
4.11.11.　燃料補正量
4.11.12.　点火時期
4.11.13.　二次空気の状態
4.11.14.　保存されている故障コード
4.11.15.　ABSスイッチ
4.11.16.　ソフトウェア識別番号
4.11.17.　キャリブレーション番号
4.11.18.　警告灯点灯中の走行距離又は原動機運転時間。なお、二輪車用J―OBDⅠ内部記憶装置に車速情報が入力されない場合は原動機運転時間とする

4.12.　二輪車用J―OBDⅠの情報出力方法

4.12.1.　接続端子と端子配列は、ISO　15031－3（2004年7月制定）に準拠したものであること。ただし変換ハーネスを適用することができるものとする。
4.12.2.　ISO　15031－4（2005年6月制定）に適合したデータ読み出し装置を用いてISO　15031－5の規定に従い通信ができること。
4.12.3.　通信プロトコルは、下記に示す標準プロトコルのうちのいずれかを用いること。
4.12.3.1.　SAE　J 1850（1988年11月制定、2006年6月改正）
4.12.3.2.　ISO　9141－2（1994年2月制定、1996年11月改正）
4.12.3.3.　ISO　14230－4（2000年6月制定）
4.12.3.4.　ISO　15765－4（2011年2月制定、2013年2月改正）
4.12.3.5.　SAE　J 1979（2012年2月制定）
4.12.3.6.　ISO　15031（2010年12月制定）
4.12.3.7.　ISO　2575（2010年7月制定、2011年7月改正）
4.12.3.8.　ISO　14229（2006年12月制定）
4.12.3.9.　ISO　14229－3（2012年11月制定）
4.12.3.10.　ISO　14229－4（2012年11月制定）
4.12.3.11.　ISO　14230－1（2012年6月制定）
4.12.3.12.　ISO　14230－2（2013年3月制定）
4.12.3.13.　ISO　14230－3（1999年3月制定）
4.12.3.14.　ISO　15031－2（2010年8月制定）
4.12.3.15.　ISO　15031－3（2004年7月制定）
4.12.3.16.　ISO　15031－4（2005年6月制定、2014年2月改正）
4.12.3.17.　ISO　15031－5（2011年4月制定）
4.12.3.18.　ISO　15031－6（2010年8月制定）
4.12.3.19.　ISO　22901－2（2011年6月制定）
4.12.3.20.　SAE　J 1930（1988年6月制定、2008年10月改正）
4.12.3.21.　SAE　J 1962（1992年6月制定、2012年7月改正）
4.12.3.22.　SAE　J 1978（1992年3月制定、2002年4月改正）
4.12.3.23.　SAE　J 1979（1991年12月制定、2012年4月改正）
4.12.3.24.　SAE　J 2012（1992年3月制定、2013年3月改正）
4.12.3.25.　ISO　11898－1（2003年12月制定）
4.12.3.26.　ISO　11898－2（2003年12月制定）

5.　試験条件

5.1.　試験車両

試験車両は、自動車点検基準等に基づき点検・整備されていること。

5.2.　試験燃料

試験に使用する燃料の標準規格は別添44の別紙1のとおりとする。

5.3.　試験室の試験条件

試験室の温度は、298±5K（25±5℃）であること。

5.4.　試験機器

試験に使用するシャシダイナモメータ等試験用機器は、別添44の4.に定める測定装置の調整等に基づいて点検・整備され、かつ、校正されたものであること。

6.　故障検知の基準適合性の確認方法

故障検知について、別紙に示す方法のほか、試験機関（独立行政法人交通安全環境研究所及び施行規則第36条第7項第3号の外国の機関をいう。）の認める適切な方法で確認するものとする。

7.　限定的適用免除措置

本技術基準に規定する項目のうち、適合することが不可能な項目については、当該項目に適合することが困難であることを証明することにより適用を免除することができる。

別紙　故障検知の基準適合性の確認方法

1.　試験条件

故障を模擬した部品及びシステムを試験車両に取り付けた状態で、図1の手順により実施しなければならない。この場合において、12回のドライビングサイクルが完了するまでに二輪車用J―OBDⅠの警告灯が点灯するか否かを確認するものとする。

2.　故障模擬品用意

4.1.1.から4.1.29.までに掲げる部品及びシステムの故障模擬品は以下に掲げるものとする。

⑴　電子的に再現したもの
⑵　機械的に再現したもの
⑶　電気的に再現したもの

3.　故障模擬品の取り付け等

故障模擬品の取り付けは、1回の試験につき1個とする。この場合において、故障診断は、最大4回行うことができる。